

通勤災害の認定

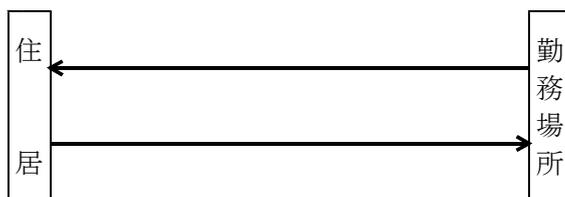
1 通勤災害とは・・・

・通勤災害とは、通勤による災害、すなわち職員が(1)勤務のため、(2)住居と(3)勤務場所との間の往復、勤務場所等から他の勤務場所への移動若しくは住居と勤務場所との往復に先行又は後続する住居間の移動を、(4)合理的な経路及び方法により行うことに起因する災害をいいます。

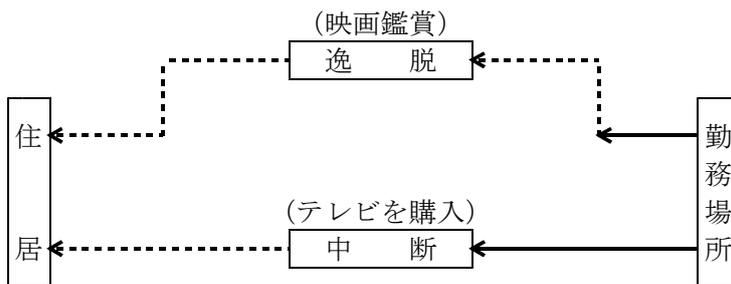
したがって、その移動の経路を(5)逸脱し、又はその移動を(6)中断した場合には、その間及びその後の移動中の災害は、通勤災害とはなりません。ただし、その逸脱又は中断が、(7)日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるものやむを得ない事由により行うための、(8)最小限度のものである場合には、その逸脱又は中断の間を除き、合理的な経路及び方法に復した後の移動中の災害は、通勤災害になります。(7)(8)以外の場合は、合理的な経路及び方法に復した後も通勤災害にはなりません。

————— 通勤災害該当
----- 通勤災害非該当

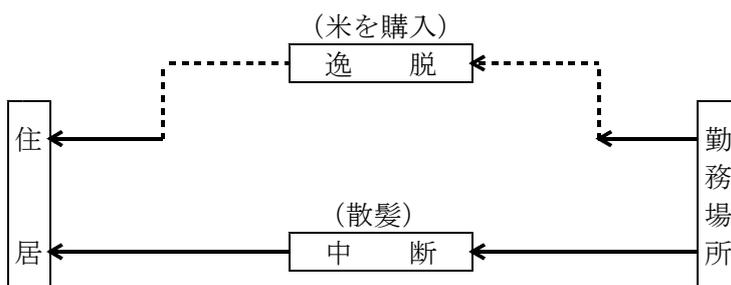
合理的な経路及び方法の場合



逸脱又は中断した場合



逸脱又は中断した場合（日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるもの）



2 通勤の範囲について

通勤災害は、任命権者の支配管理の下で発生する公務災害とは異なり、勤務と関連する通勤行為に限り、これに内在する社会的危険によって生じた災害を補償する制度であるため、その対象となる通勤の範囲は以下のとおり限定されています。

(1) 勤務のため

勤務に就くため、又は勤務を終了したことにより行われる移動

ア 住居と勤務場所との間の往復

イ 勤務場所等から他の勤務場所への移動

ウ 住居と勤務場所との往復に先行又は後続する住居間の移動

・ 単身赴任者の赴任先住所と帰省先住所との間の移動が、勤務に就く当日若しくは前日又は勤務に従事した当日若しくは翌日に行われた場合

※ サークル活動等の理由で所定の勤務開始時刻より著しく早く出勤する場合や、勤務終了後相当時間にわたり職場で私用を弁じた後帰宅する場合、勤務時間中に無断で自宅に帰る場合などは該当しません。

(2) 住居

職員が居住して日常生活の用に供している生活の本拠としての家屋（勤務の都合その他特別な事情がある場合において特に設けられた宿泊場所を含む）

※ **単身赴任者が毎月継続的週末帰宅型の通勤をしている場合の家族が住む住居**移動に一般的な通勤手段が用いられており、住居を2カ所に置かなければならない合理的な理由があり、週末帰宅が概ね毎月継続的に行われていること。

(3) 勤務場所

職務を遂行する場所として指定された場所

(4) 合理的な経路及び方法

社会通念上、住居と勤務場所との間を往復する場合に用いると認められる経路及び手段

	通勤災害とする事例	通勤災害としない事例
合理的な経路	(1) 経路の合理的解釈によるもの ・ 通勤届による経路 (2) 通勤事情によるもの又は通勤に伴う合理的必要行為 ・ 経路上の道路工事等、当日の交通事情によりやむを得ず迂回する経路 ・ 自動車通勤者がガソリン補給のためにスタンドに寄る経路 ・ 共稼ぎの職員が子供を託児所に連れて行く経路	・ 高速道路を歩行する場合の経路 ・ 交通事情によらず、著しく遠回りとなる経路

な合 方理 法的	<ul style="list-style-type: none"> ・モノレール、バス等公共交通機関 ・自家用自動車、自転車等 ・徒歩 	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許を受けていない者の運転する自動車を利用する場合 ・飲酒運転又はそれを知りながら同乗する場合 ・自転車で片道40 km
----------------	---	---

(5) 逸脱・(6) 中断

逸脱とは、通勤とは関係のない目的で合理的な経路からそれることをいい、中断とは、合理的な経路上において、通勤目的から離れた行為を行うことをいいます。

(7) やむを得ない事由

日常生活の必要から通勤の途中で行う合理的な理由

(8) 最小限度のもの

逸脱又は中断の原因となった行為の目的達成のために必要な最小限度の時間、距離であること

逸脱又は中断に該当するが、日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるものに該当し、 経路に復した後は通勤とする事例	逸脱又は中断に該当し、 経路に復したとしても通勤とはしない事例
<p>(1) 日用品の購入その他これに準ずる行為</p> <p>【日用品の購入に該当する行為】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米、パン等 ・家庭用薬品 ・下着、ワイシャツ等の衣料品 ・石油等の家庭用燃料品 ・電球、台所用品等 <p>【日用品の購入に準ずる行為】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独身職員が通勤途中で食事をする場合 ・理髪店、美容院に行く場合 ・テレビ、冷蔵庫等の修理を依頼しに行く場合 ・税金、光熱水費等を支払いに行く場合 ・市役所等に住民登録、戸籍抄本等を取りに行く場合 <p>(2) 教育機関等へ通う行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法第1条に規定する学校 ・職業能力開発施設など <p>(3) 病院又は診療所において診療又は治療を受ける行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通の比較的短時間の診療を受ける行為 ・人工透析など比較的長時間を要する行為 <p>(4) 選挙権の行使その他これに準ずる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国政選挙及び地方選挙における選挙権の行使 ・最高裁判所裁判官の国民審査権の行使 ・住民の直接請求権の行使 	<p>【日用品には属さないものを購入する行為】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・装飾品、宝石等の奢侈<small>しゃし</small>品 ・テレビ、冷蔵庫、自動車、机等の耐久消費財 ・ゴルフ等のスポーツ用品 <ul style="list-style-type: none"> ・娯楽等のため麻雀、ゴルフ練習、ボウリング、料亭等で飲食等をする場合 ・同僚の送別会に行く場合 ・冠婚葬祭に行く場合